



# 磐田市消防庁舎 整備基本計画



磐田市消防庁舎整備検討委員会策定

令和5年度



## 目 次

<b>第 1 基本計画の趣旨</b>		
1	基本計画策定の経緯	1 頁
2	基本計画の位置付け	
3	基本構想の概要	3 頁
<b>第 2 新庁舎整備の考え方</b>		
1	基本方針	4 頁
2	基本方針に基づく要件	5 頁
3	新庁舎に必要な機能	7 頁
4	新出張所の概要と方向性	8 頁
5	整備に係る基本条件	9 頁
<b>第 3 建設予定地</b>		
1	建設予定地の考え方	11 頁
2	建設予定地の選定	12 頁
3	建設予定地の決定	14 頁
4	建設予定地の概要及び状況	15 頁
<b>第 4 配置計画</b>		
1	敷地のゾーニング及び緊急車両出動動線	17 頁
<b>第 5 新庁舎の計画</b>		
1	庁舎棟（消防本部・消防署・消防団本部ほか）	18 頁
2	車庫棟	29 頁
3	訓練施設	32 頁
4	付帯施設	
5	主な施設の規模	33 頁
6	関連施設	
<b>第 6 事業スケジュール・事業費</b>		
1	事業スケジュール	34 頁
2	事業費	

## 第1 基本計画の趣旨

### 1 基本計画策定の経緯

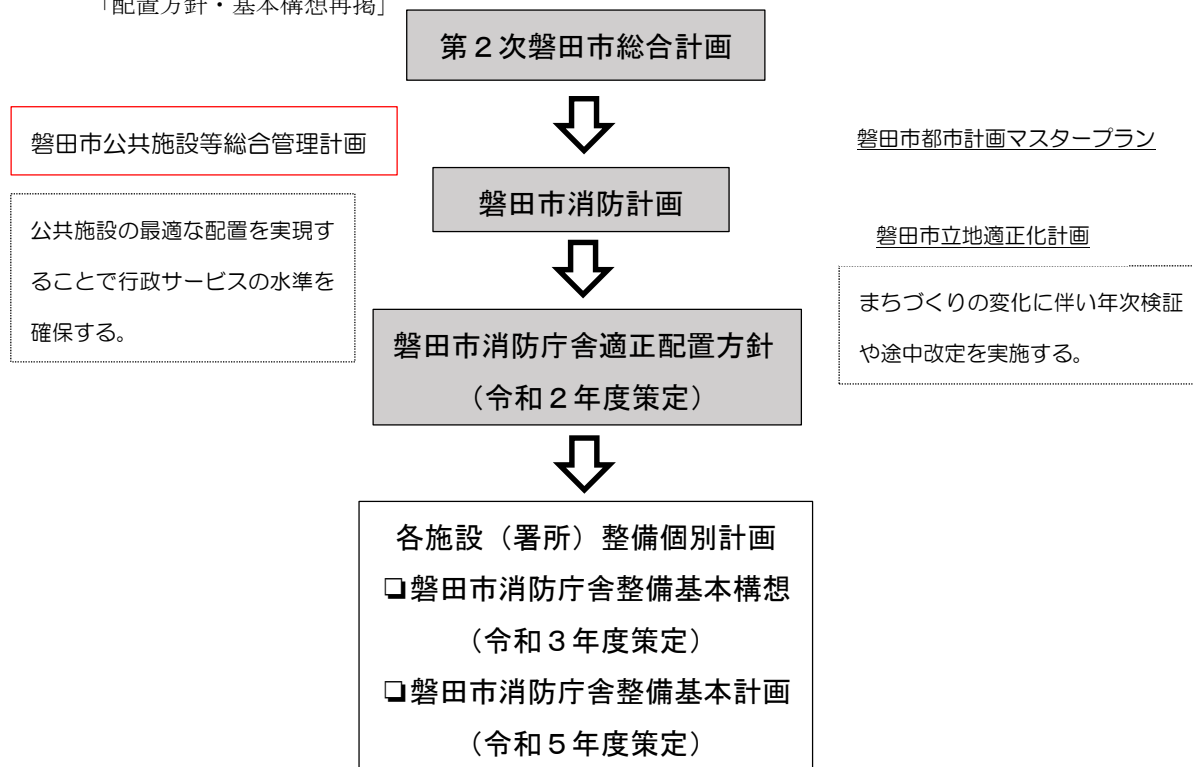
磐田市消防本部は、将来にわたり消防施設を整備していくうえでの基本的な考え方をまとめた、磐田市消防庁舎適正配置方針（以下「配置方針」という。）を策定しました。この配置方針に基づき、磐田市消防庁舎（昭和57年建設）の老朽化及び狭隘化<sup>あい</sup>などの課題解決に向けて、磐田市消防庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）を令和4年2月に策定しました。今回策定する磐田市消防庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本構想で示した庁舎建設における考え方などに基づき、新消防庁舎（以下「新庁舎」という。）に求められる役割と機能、規模、配置等について具体的な検討や整理を行い、今後の設計や工事を進める上での指針となる計画として策定するものです。

### 2 基本計画の位置付け

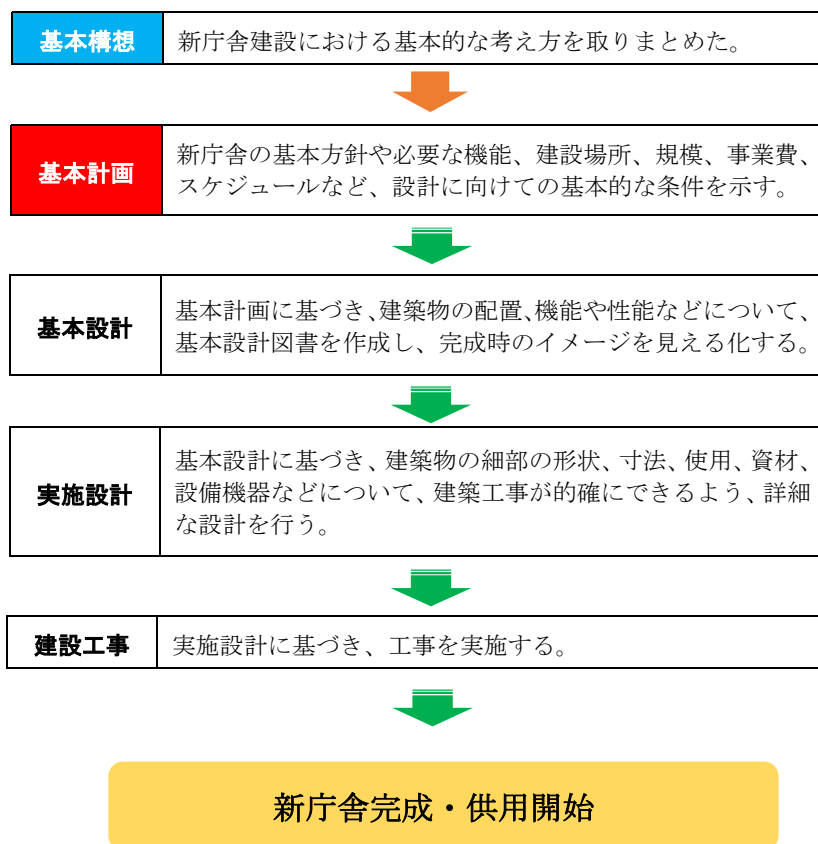
#### 関連するSDGs



「配置方針・基本構想再掲」



## ■基本構想から新庁舎完成・供用開始までの流れ



### 3 基本構想の概要

#### (1) 現消防庁舎の現状と課題

- ① 建築後 40 年程度経過による老朽化
- ② 多くの制度改正による人員、車両、資機材の増加に伴う狭隘化
- ③ 拡張ができない敷地状況

#### (2) 新消防庁舎建設における考え方

##### ① 基本的な考え方

- ア 防災拠点施設としての庁舎
- イ 消防機能（消防本部、消防署、消防団本部）の一体整備
- ウ 訓練施設の整備
- エ 市民のニーズ
- オ ゼロカーボンシティ推進等の環境に配慮した庁舎

##### ② 具体的な考え方

- ア 消防庁舎の位置
- イ 敷地面積
- ウ 道路状況
- エ 敷地地盤
- オ 建物の面積
- カ 当直勤務体制

#### (3) 移転の必要性

##### ① 新消防庁舎建設位置の考察

中心市街地包含型（以下「市街地型」という。）と自然災害時拠点型（以下「災害型」という。）の考察

##### ② 市街地型と災害型の比較検討

- ア メリット・デメリットの洗い出し
- イ 市街地型と災害型の比較

#### (4) まとめ（結論）

災害型を選択し、整備完了と同時に東部分遣所を統合、現消防庁舎に当面の間、出張所を構えることと結論付けました。

## 第2 新庁舎整備の考え方

### 1 基本方針

消防機能の一体化を図り、防災拠点として、大規模災害時でも消防の使命である災害対応が業務継続できる災害に強い庁舎であること、及び防災学習の拠点として、市民の防災意識向上に寄与する市民に開かれた施設であることなど、基本方針を次のとおりとします。

#### 1 防災拠点施設としての庁舎

自然災害をはじめ、あらゆる災害に対して高度な安全性を備え、災害活動及び災害復旧・復興の中心的役割を果たす災害活動拠点としての機能を発揮できる庁舎とします。

#### 2 訓練施設を充実させた庁舎

災害対応では、消防署、消防団その他関係機関との連携が非常に重要なことから、実践的かつ効果的な訓練を継続して行うことができる十分な広さの訓練スペースを確保し、機能性の高い訓練施設を整備します。

#### 3 市民に開かれた庁舎

市民に防災訓練や救命講習会などの機会を積極的に提供することで、防災意識の向上、地域防災力の強化につなげ、防災学習の拠点となる庁舎とします。また、キッズスペースなどの確保にも努めます。

#### 4 環境に配慮した庁舎

自然エネルギーの活用を推進し、環境負荷の軽減及び施設維持費の低コスト化に努め、景観にも配慮した庁舎とします。

#### 5 出張所の配置

磐田駅を中心とする市街地周辺の火災・救急要請に対して、迅速に対応するため新たに出張所を配置します。

当面の間、現消防庁舎を活用して業務を行います。

## 2 基本方針に基づく要件

基本方針5項目の詳細は、以下のとおりとし、検討を進めていきます。

### (1) 防災拠点施設としての庁舎

- ① 地盤や建物の構造において高度な安全性を確保します。
- ② 自家発電設備や自家用給油取扱所の整備により、電力及び車両等の燃料を確保します。
- ③ 資機材倉庫の整備により、災害時用資機材を確保します。
- ④ 緊急消防援助隊受援エリアを想定した、訓練及び駐車スペースを確保します。
- ⑤ 消防災害対策本部の常設整備により、災害発生時の初動体制を確保します。
- ⑥ 電波塔の設置により、消防指令ネットワークを確保します。

### (2) 訓練施設を充実させた庁舎

- ① 火災や救助などにおける多くの災害想定が可能な主訓練塔を整備します。
- ② 主訓練塔と対になり、訓練用資機材倉庫と併せたロープの展張や降下が可能な補助訓練塔を整備します。
- ③ 訓練塔の周囲は、消防ポンプ車による消火訓練やはしご車の架梯訓練などができるよう十分なスペースを確保します。
- ④ 模擬火災による火災体験や消火訓練が可能な施設の整備を検討します。  
(燃焼実験室兼用とし、排煙浄化設備を施した施設)
- ⑤ 潜水訓練ができる施設の整備を検討します。(訓練用防火水槽を活用)
- ⑥ 模擬倒壊家屋などを想定した消火・救急・救助の各種災害訓練が可能な施設の整備を検討します。
- ⑦ 車両運転訓練や大規模交通事故対応訓練などのため、広い駐車スペースを確保します。
- ⑧ 訓練用水利(消火栓、防火水槽)の整備と併せ、消防団員の消火訓練や市民が消火活動を体験できる施設を整備します。



### (3) 市民に開かれた庁舎

- ① 各種講習会や研修会が開催できる会議室を整備します。
- ② 庁舎、車庫、車両などが見学できるエリアや見学経路と併せてキッズスペースを整備します。
- ③ 施設全体にバリアフリー化を施し、誰もが利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化を図ります。

### (4) 環境に配慮した庁舎

- ① 太陽光や風力など自然エネルギーの活用を推進する設備の整備により、環境負荷の軽減及び施設維持費の低コスト化を実現します。
- ② 施設内の換気が十分にでき、暖気と寒気の循環機能を有した設備の整備により、職場内空気環境の保全に努めます。
- ③ 建築資材は特注・特殊資材は極力使用せず、汎用資材を多用する庁舎の整備により、修繕費の抑制や簡易性を担保します。
- ④ ジェンダーに配慮し、全ての当直職員のプライバシーを守るため、エリアを区分けするとともに、生活空間である仮眠室や食堂などの広さ、採光、空調などに配慮した整備により、業務意欲の維持向上を図ります。

### (5) 出張所の配置

- ① 磐田駅を中心とする市街地周辺の消防力維持のため、当面は現消防庁舎を出張所として配置します。
- ② 配置以後、遅滞なく現在地での建て替えか移転かを検討します。出張所の建設は5年以内を想定します。

### 3 新庁舎に必要な機能

#### (1) 執務環境

##### ① 消防本部エリア

消防長室、応接室、50人規模の本部3課事務室、書庫、給湯室、更衣室、トイレ、貸与品保管室、雑庫、面談室を同一フロアに配置します。

##### ② 消防署エリア

署長室、応接室、40人規模の事務室、指揮本部室、仮眠室40室、書庫、給湯室、毎日勤務者用更衣室、トイレ、雑庫、休憩室、面談室を配置するとともに、出動準備室への距離と動線を意識します。

##### ③ 災害対応エリア

常設の40人規模の消防災害対策本部、150人規模の大会議室、20人規模の小会議室2室（可動式パーテーション）、30人規模の消防団本部室を可能な限り同一フロアに配置し、会議室は災害時にオープンエリアにできることを想定しておきます。

##### ④ キッズスペース（授乳室含む。）

庁舎見学や消防体験時などにおいて、保護者が安心して乳幼児等を休憩させることができるスペースを確保します。

##### ⑤ 消防団本部室

専用の出入口（外部階段等も考慮）とし、会議室及び倉庫を有し、有事の際、消防災害対策本部への建物内部移動が可能な動線を確保します。

※ 庁舎全体の空気循環と加湿対策を行います。

#### (2) 消防署の災害対応環境

##### ① 仮眠室

個室を原則とし、ベッド、ロッカー等を配置します。

##### ② 食堂、炊事、水回り等

食堂、炊事場、浴室、洗面所、トイレなどを整備します。

##### ③ 災害出動関係

出動準備室、救急消毒室、救急資器材庫、災害資機材庫、空気ボンベ充填室、防火衣乾燥室、資材庫、工作室、シャワー（外から出入り可能）、トイレ（内部・外部）を整備します。

##### ④ 感染隔離室

感染症拡大防止のため、感染の恐れのある職員の一時的隔離として、分断されたエリア（別棟も検討）を確保します。

### (3) 車両環境（車庫棟）

- ① 単独棟を優先し検討します。
- ② 消防車両の出動動線を優先した車両配置とします。
- ③ 車両間隔は職員が安全に乗車できる広さを確保します。
- ④ 交換用タイヤ、予備ホース、車両資機材用の専用倉庫を確保します。
- ⑤ 洗車・消毒スペースを確保します。
- ⑥ ホースタワー、救急消毒室を隣接して配置します。
- ⑦ 文書倉庫を配置します。
- ⑧ 廃棄物保管庫（医療用、一般廃棄物用）を配置します。
- ⑨ 見学通路、見学エリアの整備を検討します。
- ⑩ 車両用電源（専用コンセント）を整備します。
- ⑪ 排気ガス処理設備等の整備を検討します。
- ⑫ 危険物保管専用倉庫を整備します。（別棟）
- ⑬ 屋根裏等の害獣（鳩等）被害対策を実施します。

## 4 新出張所の概要と方向性

磐田駅を中心とする市街地周辺における災害要請に対して、迅速に対応するために配置します。当面の間は現消防庁舎を活用し業務を行います。

### (1) 概要

- ① 位置付け  
消防署の出先機関とします。
- ② 業務の範囲  
災害出動を主とし、他業務については消防署が包括します。
- ③ 配置職員  
出張所長と災害活動に支障のない人数を配置します。
- ④ 配備車両  
高規格救急車、消防車、事務連絡車を配備します。

### (2) 現消防庁舎活用の方向性

現消防庁舎の1階を活用します。

2階以上にある通信・設備機器関連は現状のまま維持し、その他の機能は原則閉鎖します。

## 5 整備に係る基本条件（R5.4.1 現在）

### (1) 組織体系

新庁舎には、磐田市消防本部と磐田市消防署、並びに磐田市消防団本部を配置します。また、将来の消防指令施設の統合も考慮します。

磐田市消防本部機構図（令和5年4月1日）

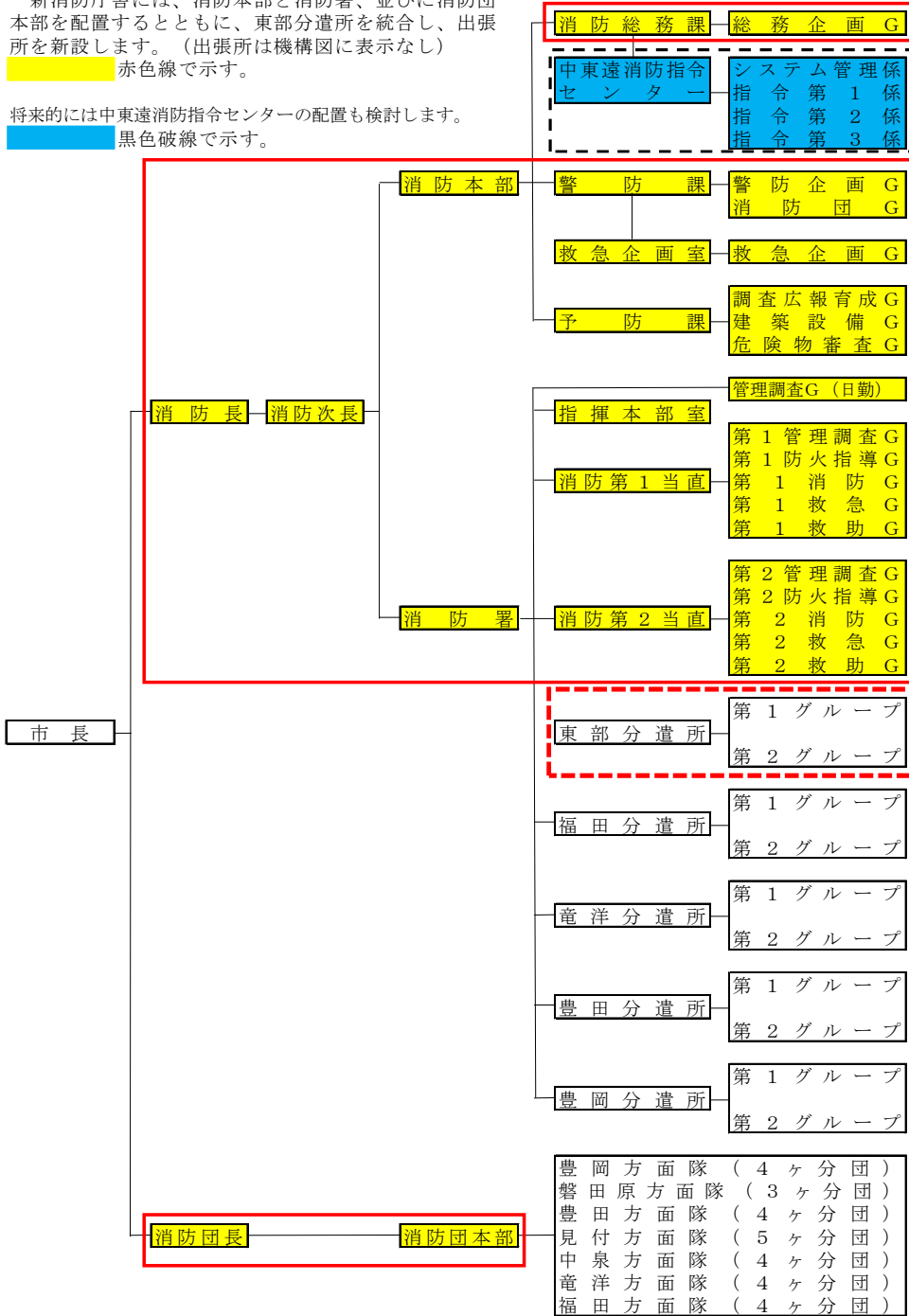
※Gはグループの略称

新消防庁舎には、消防本部と消防署、並びに消防団本部を配置するとともに、東部分遣所を統合し、出張所を新設します。（出張所は機構図に表示なし）

赤色線で示す。

将来的には中東遠消防指令センターの配置も検討します。

黒色破線で示す。



(2) 配置職員

消防本部・消防署に配置する想定職員数及び消防団本部員数は、以下のとおりです。(消防団本部員は非常勤です。)

<b>消防本部 37人</b>
消防長、消防総務課 10人、警防課 8人、救急企画室 5人、予防課 13人
<b>消防署 69人</b> ( ) 内数値は、1日当たりの当直職員の概数です。
署長、副署長 2人、署日勤者 2人、指揮本部室 6人 (2人)、消防署第1当直 29人 (20人)、消防署第2当直 29人 (20人)
<b>消防団本部 82人</b> 災害発生時に召集された場合の人員となります。
団長、副団長 3人、本部長 28人、副本部長 35人、女性隊 15人

(3) 配置車両

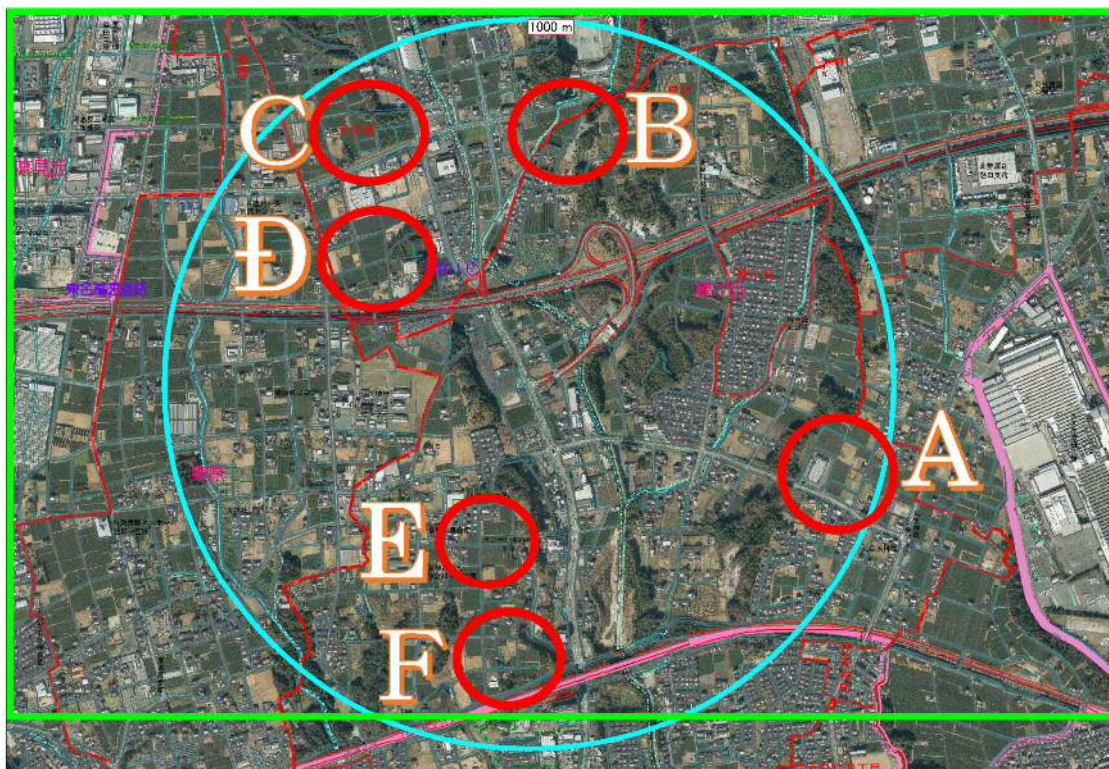
新庁舎に配置を想定する車両は、以下のとおりです。

総車両台数 36台

<b>消防本部・消防団</b>
指令車 2台、火災調査車、査察車 2台、人員搬送車 2台、連絡車 2台 消防団車両 3台、消防団災害用二輪車 3台 計 15台
<b>消防署</b>
高規格救急車 3台、ポンプ車、大型水槽車、はしご車、救助工作車、指揮車、防火広報車、化学車、水槽車、災害機動支援車、人員搬送車 4台、資機材搬送車 2台、支援車、ボートトレーラー、連絡車 計 21台



## 2 建設予定地の選定



※ I C 出入口取り付け交差点を中心点としています。緑線は災害型エリアを、青色円は中心点から 1 km の範囲を示しています。

上記の選定条件を満たす土地は以下の 6 箇所を候補とします。

- A : 磐田市見付地内
- B : 磐田市大久保地内
- C : 磐田市大久保地内 (C-1 を西寄り、C-2 を東寄りの敷地とします。)
- D : 磐田市大久保地内
- E : 磐田市見付地内
- F : 磐田市見付地内

比較検討

(令和4年度 磐田市消防庁舎移転候補地検討資料作成業務委託 結果による。)

令和4年度 磐田市消防庁舎移転候補地 検討資料

		候補地 A	候補地 B	候補地 C - 1		
<p>敷地図</p> <p> <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 計画候補地  <span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 拡張可能余地                 </p>						
土地の状況	敷地面積	- 約 14,000 m <sup>2</sup>	- 約 14,000 m <sup>2</sup>	- 約 17,000 m <sup>2</sup>		
	区域区分	- 市街化調整区域	- 市街化調整区域	- 市街化調整区域		
	容積率/建ぺい率	- 200/60	- 200/60	- 200/60		
	土地の形状	○ 整形	△ やや不整形	○ 整形		
	農地区分	△ 青地 100%	△ 青地 100%	△ 青地 60% 白地 40%		
	周辺状況	△ 北東側、南側に住宅地あり	△ 南側に住宅地あり	○ 近接した住宅地は少ない		
	近接ヘリポートの確保	◎ 拡張可能余地あり	△ 拡張可能余地なし 敷地面積から確保は難しい	◎ 拡張可能余地あり		
評価	10	○	4	×	12	◎
交通アクセス状況	接道状況	○ 市道 見付東原幹線 車道幅員 9.0 m	△ 市道 向笠西大久保幹線 車道幅員 6.5 ~ 10.9 m	○ 市道 富里大久保線 車道幅員 9.0 m		
	磐田ICからの動線距離	△ 約 1.0 km(直線0.9km)	△ 約 1.0 km(直線0.7km)	○ 約 0.9 km(直線0.8km)		
	アクセス性	○ 市道見付東原幹線に面し、アクセス性に優れている。	○ 市道向笠西大久保幹線に面し、アクセス性に優れている。	○ 市道富里大久保線に面し、アクセス性に優れている。		
	歩道整備	○ 歩道あり	△ 歩道なし	○ 歩道あり		
	侵入規制道路の有無	○ なし	○ なし	○ なし		
	評価	13	○	9	△	15
計画の経済性	造成等の必要性(地盤等の高低差)	○ 平坦	△ 敷地中央に水路あり	△ 周辺道路との高低差あり		
	住居等の有無	△ あり	○ なし	△ あり		
	史跡及び文化財の有無	○ 存在しない	○ 存在しない	○ 存在しない		
	評価	7	○	7	○	5
土地の安全性	標高	- 48~51m程度	- 38~41m程度	- 52~61m程度		
	洪水ハザードマップ区域	○ 洪水区域指定なし	○ 洪水区域指定なし	○ 洪水区域指定なし		
	土砂災害警戒区域等(急傾斜地)	○ 指定なし	○ 指定なし	○ 指定なし		
	液状化危険度	○ 評価対象外エリア	○ 評価対象外エリア	○ 評価対象外エリア		
	評価	9	◎	9	◎	9
<b>総合評価</b>	39	○	29	△	41	○

【共通事項】

ア レベル2の地震での推定震度が7

イ 中部電力浜岡原子力発電所における原子力災害時の緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) 31 km内に該当

【特記事項】

A・Fに高压送電線あり



候補地 C-2	候補地 D	候補地 E	候補地 F
- 約 16,000 m <sup>2</sup>	- 約 12,000 m <sup>2</sup>	- 約 13,000 m <sup>2</sup>	- 約 17,000 m <sup>2</sup>
- 市街化調整区域	- 市街化調整区域	- 市街化調整区域	- 市街化調整区域
- 200/60	- 200/60	- 200/60	- 200/60
○ 整形	○ 整形	△ やや不整形	△ やや不整形
△ 青地 60% 白地 40%	△ 青地 100%	△ 青地 80% 白地 20%	△ 青地 80% 白地 20%
○ 近接した住宅地は少ない	○ 近接した住宅地は少ない	△ 北西側、東側に住宅地あり	○ 近接した住宅地は少ない
◎ 拡張可能余地あり	◎ 拡張可能余地あり	△ 拡張可能余地なし 敷地面積から確保は難しい	○ 拡張可能余地なし 敷地面積的には確保可能
12 ◎	12 ◎	4 ×	8 △
◎ 県道 横川磐田線 市道 富里大久保線 車道幅員 ともに 9.0 m	△ 市道 大久保見付幹線 車道幅員 8.8 m	× 市道 見付72号線 車道幅員 5.2 m (大型車両の旋回は困難)	× 市道 見付72号線 車道幅員 5.2 m (大型車両の旋回は困難)
○ 約 0.8 km(直線0.8km)	△ 約 1.3 km(直線0.6km)	○ 約 0.7 km(直線0.5km)	○ 約 0.9 km(直線0.8km)
◎ 県道横川磐田線に面し、アクセ ス性に特に優れている。	○ 市道大久保見付幹線に面し、ア クセス性に優れている。	× 幹線道路からの直接進入は不 可となる。	× 幹線道路からの直接進入は不 可となる。
○ 歩道あり	△ 歩道なし	△ 歩道なし	△ 歩道なし
○ なし	○ なし	○ なし	○ なし
19 ◎	9 △	7 ×	7 ×
△ 周辺道路との高低差あり	○ 平坦	○ 平坦	× 南側幹線側道と大きな高低差 あり
○ なし	○ なし	△ あり	△ あり
○ 存在しない	○ 存在しない	○ 存在しない	○ 存在しない
7 ○	9 ◎	7 ○	4 ×
- 38~59m程度	- 50~55m程度	- 44~47m程度	- 42~44m程度
○ 洪水区域指定なし	○ 洪水区域指定なし	○ 洪水区域指定なし	○ 洪水区域指定なし
○ 指定なし	○ 指定なし	○ 指定なし	○ 指定なし
○ 評価対象外エリア	○ 評価対象外エリア	○ 評価対象外エリア	○ 評価対象外エリア
9 ◎	9 ◎	9 ◎	9 ◎
47 ◎	39 ○	27 △	28 △

評価:◎高い水準を確保する(5点) ○一定の水準を確保する(3点) △他案に比べ課題が残る(1点) ×他案に比べ大きな課題が残る(0点)

### 3 建設予定地の決定

上記の比較考察及び評価から県道磐田インター線、県道横川磐田線へのアクセスが容易であり2方向の出動動線が確保できる可能性があること、東西の出動動線も容易であること、住宅密集地域に近接していないこと、さらには消防訓練等に必要な拡張余地が十分にあることなどから、最適地を「C-2」と判断し、拡張可能余地の一部も含め建設予定地とします。

#### 4 建設予定地の概要及び状況



茶畑と山林で形成され、隣接住宅密集地域はない状況です。



##### (1) 予定地の概要

所在地	磐田市大久保地内（大藤地区）
敷地面積	約 25,000 m <sup>2</sup> (傾斜面地のため、2段あるいは3段地造成を行う 必要があり、有効面積は減少します。)
地目	山林及び畑
使用目的	消防施設用地、消防訓練場 駐車場兼緊急消防援助隊宿营地用地 (宿营地は1県隊5,000 m <sup>2</sup> 程度必要)

## (2) 道路、水路、インフラの状況



### ① 市道の状況

建設予定地内に市道が5路線存在することから、新庁舎建設に伴い廃道や拡張、路線変更を行う必要があります。

### ② 水路の状況

建設予定地内に水路はなく、廃止や付替えの必要はないが、建設予定地内の排水方法や排水先を検討する必要があります。

### ③ インフラ整備状況

ア 上水道：富里大久保線に水道管φ75が布設されています。

隣地民家に水道管φ50が布設され、西側南北道φ100から分岐しています。

イ 下水道：整備区域外のため、合併浄化槽を設置する必要があります。

ウ ガス：整備区域外です。

## (3) 各種申請関係

### ① 農用地区域除外申請

### ② 土地利用申請

(道路廃止、変更等協議、出入口申請協議含む。)

### ③ 都市計画法関連申請 (適合証明)

## 第4 配置計画

### 1 敷地のゾーニング及び緊急車両出動動線

以下の事項に留意し、施設配置を計画するものとします。

- (1) 緊急出動が迅速に行われる動線を最優先として配置します。また、接道側には大型商業施設への渋滞回避のため、停止禁止部分の設定ができるよう検討します。
- (2) 緊急車両と一般車両の動線は、交錯しない別系統として配置します。
- (3) 敷地内に庁舎、車庫、訓練場を配置し、付帯施設は先の機能に支障のない位置に配置します。
- (4) 来庁者用駐車場・駐輪場は、庁舎玄関に極力近接し、駐車台数10台程度を確保します。(身障者用駐車場2台含む。)
- (5) 研修や講習会等での来庁者用駐車場は100台程度とし、消防機能に支障のない位置に確保します。(通路面積を含み1台換算35㎡必要)
- (6) 庁舎へのアプローチは、歩車分離に配慮し安全性を確保します。

配置イメージ図(参考)



断面イメージ図(参考)



※造成方法によって、建物配置、車両動線等は変更します。

## 第5 新庁舎の計画

### 1 庁舎棟（消防本部・消防署・消防団本部ほか）

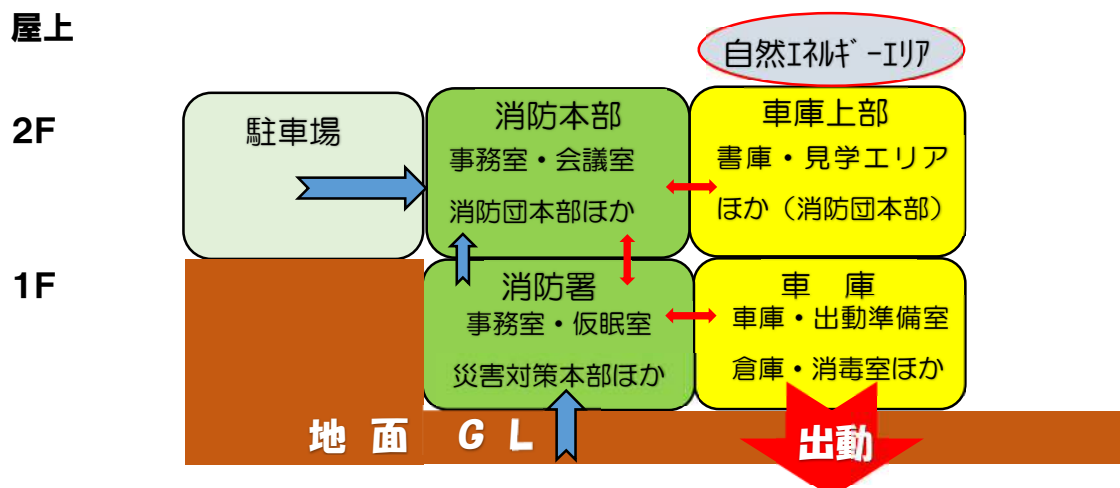
#### (1) 庁舎のゾーニングと動線

庁舎のゾーニングは以下の項目に留意し、来庁者、平時の職員、出動時の職員が互いに行動を妨げないように整合を図る必要があります。

- ① 来庁者の動線は主にエレベーターとし、職員の動線に妨げられることなく、できる限り短距離での移動となるよう配慮します。
- ② 平時の職員の動線は、来庁者の動線を妨げることなく、速やかに業務ができるよう、主として職員の利用を想定した廊下・階段とします。
- ③ 出動時の職員の動線は、来庁者及び平時の職員の動線とは別に設け、事務室、仮眠室等から速やかに出動できるよう、廊下・階段ともに十分な幅員を確保します。
- ④ 出動から帰署する職員の動線は、来庁者と交差することなく、消毒室や出動準備室、シャワー室、トイレに車庫から直接進入できる動線とします。

建物断面イメージ図（参考）

赤色矢印は職員、青色矢印は来庁者の動線を示す



※造成方法によって、建物のゾーニングは変更します。

## (2) 各室の計画

基本構想で示したとおり、消防本部・消防署・消防団本部を一体整備することで、多様な災害への対応が迅速に行えます。

新庁舎に必要な機能及び庁舎のゾーニングで示したとおり、新庁舎は大きく分けて消防本部・消防署・車庫・消防団本部及び見学エリアとなります。

以下に必要な各室の詳細を列記します。

### ① 消防本部

室名	用途等
消防長室	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防長の執務及び面談用として使用します。</li><li>・消防本部事務室に近接させます。</li></ul>
応接室兼打ち合わせ室	<ul style="list-style-type: none"><li>・来庁者との応接及び面談用として使用します。</li><li>・8人程度の入室を想定します。</li></ul>
事務室	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防本部の執務及び来庁者対応用として使用します。</li><li>・消防総務課、警防課、予防課を配置します。</li><li>・来庁者との相談、協議等のスペースを設置します。 (カウンター式及び相談室も設置)</li></ul>
書庫 予防課設備台帳 用書庫	<ul style="list-style-type: none"><li>・保存期間毎の書類保存書庫として使用します。</li><li>・書庫は数か所に分け、十分なスペースを確保します。</li><li>・予防課設備台帳書庫は別に設けます。 (予防課との隣接設置を想定します。)</li></ul>
更衣室	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防本部職員用の更衣室として使用します。 (防火衣収納スペースも確保)</li><li>・ジェンダーに配慮した更衣室を配置します。</li></ul>
給湯室	<ul style="list-style-type: none"><li>・給湯や流しとして使用します。</li><li>・IHコンロ設備、電子レンジなどを設置します。</li></ul>
倉庫・雑庫	<ul style="list-style-type: none"><li>・査察用具、行事用具、物品の在庫、工具などの保管庫として使用します。</li></ul>
貸与品保管室	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員の貸与品在庫の保管庫として使用します。</li><li>・貸与品の種類別、新品・中古品別に区分け収納できるスペースを確保します。</li></ul>

## ② 消防署

室名	用途等
消防署長室	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署長の執務及び面談用として使用します。</li> <li>消防署事務室に近接させます。</li> </ul>
応接室兼打ち合わせ室	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者との応接及び面談用として使用します。</li> <li>8人程度の入室を想定します。</li> </ul>
事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署の執務及び来庁者対応用として使用します。</li> <li>来庁者との相談、協議等のスペースを設置します。(カウンター式及び相談室も設置)</li> </ul>
指揮本部室	<ul style="list-style-type: none"> <li>指揮統制のための事務室として使用します。</li> <li>消防署事務室と隣接させ、仮眠室を設置します。</li> </ul>
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯や流しとして使用します。</li> <li>I Hコンロ設備、電子レンジなどを設置します。</li> </ul>
書庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存期間毎の書類保存書庫として使用します。</li> <li>書庫は数か所に分け、十分なスペースを確保します。</li> </ul>
仮眠室・更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>当直職員の仮眠室及び更衣室として使用します。</li> <li>個室とし、ベッド、更衣ロッカー及び小テーブルを設置します。</li> <li>仮眠室はエリアを分け、ジェンダーに配慮し設置します。</li> </ul>
浴室・脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室はシャワーを優先的に設置します。</li> <li>洗面、洗濯・乾燥スペースを併設します。</li> </ul>
食堂・厨房 (炊事場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に消防署職員用として使用します。</li> <li>厨房には大型コンロ、業務用冷凍冷蔵庫、シンク等を配置し、災害時の自炊体制に対応できることを想定します。</li> <li>休憩スペースを検討します。</li> </ul>
出動準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火衣収納ロッカーを設置します。</li> <li>車庫に隣接して配置します。</li> </ul>

室名	用途等
救急消毒室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊員や資器材の消毒室として使用します。</li> <li>・救急車車庫に隣接して配置します。</li> <li>・各種災害出動で使用した資機材の洗浄と消毒を行うほか、災害活動で汚染した隊員の除染を行います。</li> </ul>
救急資器材庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急資器材、救急薬剤などの管理庫として使用します。</li> <li>・救急車車庫及び救急消毒室に隣接して配置します。</li> <li>・在庫保管庫についても別に検討します。</li> </ul>
資機材庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種災害用資機材の収納庫として使用します。</li> <li>・主に消火・救助活動用資機材を保管します。</li> <li>・消防車両に近接させ、間口を広く取ります。</li> <li>・重量物の保管に対応した強固な構造の棚を設置します。</li> </ul>
防火衣洗濯・乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火衣の除染、機能保持のための洗濯室として使用します。</li> <li>・専用洗濯機及び乾燥機（室）を設置します。</li> </ul>
廃棄物保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療用、一般廃棄物の保管場所として使用します。</li> <li>・救急消毒室との隣接を想定します。</li> </ul>
空気ボンベ充填室、ボンベ保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害出動及び訓練で使用した空気ボンベの充填室として使用します。</li> <li>・ボンベ保管庫は、充填室との近接を想定し、ボンベ専用棚を設置します。</li> </ul>
資材庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両等に必要車両燃料やグリース等、油脂等の保管場所として使用します。</li> <li>・保管量を想定し基準に合わせて整備します。</li> <li>・少量を車庫棟内、在庫を外部に保管します。</li> </ul>
タイヤ置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備タイヤ及び季節交換用タイヤの保管場所として使用します。</li> </ul>



③ 消防本部と消防署の共用部

室名	用途等
印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷や製本作業に使用します。</li> <li>・印刷機や紙折り機などを設置します。</li> </ul>
災害用備蓄庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応時の食料保管場所として使用します。</li> </ul>
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の対策本部として常設設置します。</li> <li>・災害状況が明確に把握でき指揮命令が行えるよう、必要な映像機器、無線等を設置します。</li> <li>・指揮本部室との隣接及び消防団本部室との近接を想定します。</li> </ul>
大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時及び災害時において多目的に使用します。</li> <li>・各種会議、式典、研修会、講習会等で使用します。</li> <li>・災害時には緊急消防援助隊の受入れや、援助隊員の仮眠・休憩場所等での使用も想定します。</li> <li>・通路側壁面が開放でき、通路と一体化使用ができるよう検討します。</li> <li>・音響、映像機器を常備・常設します。</li> <li>・椅子・机等の備品を収納する倉庫を隣接設置します。</li> </ul>
小会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用用途は大会議室同様とし、人数や目的に応じて使い分けします。</li> <li>・移動間仕切りで2室に分割できるよう検討します。</li> </ul>
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の体力錬成に使用します。</li> <li>・必要なトレーニング機器を設置します。</li> <li>・衝撃吸収や防音性に優れた床材を使用します。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各階にトイレを設置します。</li> <li>・便器は使用人数想定に応じて設置します。</li> <li>・大便器は洋式トイレを主体とします。</li> <li>・多機能トイレを設置します。</li> </ul>
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室用の給湯や流しとして使用します。</li> <li>・会議室付近に設置します。</li> </ul>

④ 磐田市消防団本部

室名	用途等
消防団本部室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 磐田市消防団本部室として使用します。</li> <li>・ 本部役員の打ち合わせができるスペースとします。</li> <li>・ 流し台を設置します。</li> </ul>
消防団会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団本部役員会議に使用します。</li> <li>・ 災害対応時の休憩室としても使用します。</li> </ul>
女性団員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性団員の打ち合わせスペースとして使用します。</li> <li>・ 器具庫を兼ねます。</li> </ul>
器具庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団用器具の保管庫として使用します。</li> </ul>
訓練スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防操法等の訓練場所として使用します。</li> <li>・ 雨天時に訓練が実施できるよう庁舎外壁を活用した庇の設置を検討します。</li> </ul>

⑤ 展示、見学、学習スペース

室名	用途等
展示スペース、 見学エリア・順路 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防・防災関連資料の展示、並びに訓練や車両の見学エリアを設け、見学の順路を示します。</li> <li>・ 来庁者の休憩スペースを確保します。</li> </ul>

(3) 構造計画

① 新庁舎に求められる構造体耐震性能

新庁舎は大地震時に構造体を守るだけでなく、建物内部の間仕切り、設備、収容物の被害を最小限にとどめ、地震直後から消防活動拠点として業務継続していくための十分な機能維持が求められます。

従って、災害対策本部機能を有する庁舎棟は、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じⅠ類の耐震安全性を目標とすべきです。

また、車庫棟はⅠ類あるいはⅡ類、訓練塔は地震直後の消防活動に直接影響があるものではないことから、Ⅲ類とすることが適当と考えられます。

さらに、建築非構造部材や建築設備の耐震安全性の目標は、A類及び甲類とします。

■官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）

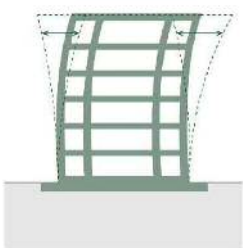
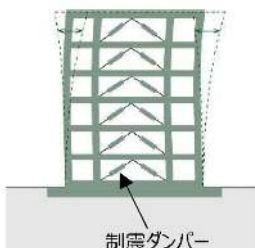
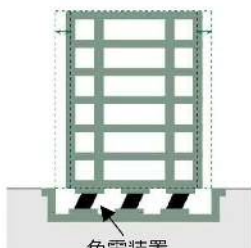
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 (重要度係数 1.50)
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。 (重要度係数 1.25)
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。 (重要度係数 1.00)
建築 非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

## ② 構造形式の検討

新庁舎における構造形式としては、耐震構造、制振構造、免震構造が想定され、いずれの方式においても「構造体」の耐震安全性目標Ⅰ類は確保されますが、大地震動後、構造体だけでなく、建築非構造部材、建築設備など消防活動拠点としての活動継続性を確保する必要があります。

今後の基本設計において、地盤や階層数などのより具体的で詳細な条件のもと、長所・短所を検証した上で決定していきます。

### ■構造形式の概要

	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ			
概要	建物を頑丈に固定することで揺れに耐える。	制震ダンパーで振動を吸収し、建物の揺れを軽減する。	免震装置で振動を吸収し、揺れを建物に伝わりにくくする。
効果	地震の揺れに、建物自身で抵抗するため揺れが大きい。	耐震構造に比べて揺れは小さくなる。	免震装置が揺れを吸収するため、揺れが最も小さい。
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上層階ほど揺れが大きい。</li> <li>・什器等の転倒が多い。</li> <li>・点検不要</li> <li>・インシャルコスト：小</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上層階ほど揺れが大きい。</li> <li>・什器等の転倒が多い。</li> <li>・点検不要</li> <li>・インシャルコスト：中程度</li> <li>・高層建築物に多く適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れは各階均一に小さい。</li> <li>・什器等の転倒が少ない。</li> <li>・点検必要</li> <li>・インシャルコスト：大</li> </ul>

#### (4) 設備計画（共通事項）

- ① 各設備の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、甲類とします。
- ② 24 時間体制での施設使用となるため、照明・空調・換気設備等に関する計画に当たっては、良好な室内環境を確保できるよう配慮します。
- ③ 省エネルギー対策として、高効率の機器の採用や自然エネルギーの活用を推進します。また、センサー類の利用による省電力に努めるほか、環境負荷の低減に配慮します。
- ④ 設備機器の選定については、汎用性やエネルギー効率が高いものを採用し、ライフサイクルコスト（生涯費用）に配慮した計画とします。
- ⑤ このほか、周辺環境には十分配慮し整備を行います。

#### (5) 電気設備計画

##### ① 受変電設備

- ア 受変電設備は、水害の影響を受けにくい位置に設置します。
- イ 商用電力の信頼性向上のために本線・予備線の引込みを検討します。

##### ② 発電機・電力貯蔵設備

- ア 非常用発電機設備は、水害の影響を受けにくい位置に設置します。
- イ 非常用発電機設備は、通信指令装置、P C、電話、F A X、照明、冷蔵機器等、災害対応に必要な機器に加えて、機能維持上必要な機器への電力供給ができる容量とします。
- ウ 太陽光発電設備、風力発電設備を設置し、平時及び非常時の電源を確保するよう検討します。
- エ ランニングコスト削減及び非常時の電源確保のため、電力貯蔵設備（蓄電池）を想定使用量に応じて設置します。

##### ③ 電灯設備

- ア 各室の照度は、J I S 照度基準に準ずるものとします。
- イ 照明スイッチは室毎単独、共用部は集中制御とします。
- ウ 建築基準法に則り、必要箇所に非常用照明器具を設置します。
- エ 省エネルギー対策として、L E D 照明器具を基本とし、人感センサーを積極的に導入します。

##### ④ 通信設備

- ア 通信回線は、負荷分散等により安定性を確保します。
- イ 光ファイバー回線を有効に活用します。

- ⑤ 出動指令表示設備  
必要とする各室に表示板及び操作端末を設置します。
  - ⑥ 映像音響設備  
会議室等には、マイク・スピーカー・プロジェクターなどから構成される映像音響設備を設置します。
  - ⑦ 拡声設備  
停電時においても放送が可能となるよう、非常電源内蔵型アンプとします。
  - ⑧ テレビ共同受信設備  
屋上に地上デジタルアンテナやラジオAM/FMアンテナを設置します。なお、設置については光ファイバーでの対応も検討します。
  - ⑨ 防犯入退室設備  
防犯、安全管理等の観点から、建物内外におけるセキュリティの確保（電気錠、監視カメラ設備等）について検討します。
  - ⑩ 緊急出動灯設備  
緊急車両の出動時に前面道路の車両に注意を喚起する緊急出動灯を設置します。
  - ⑪ その他  
火災報知設備等消防法、建築基準法に則り機器等を設置します。
- (6) 機械設備計画
- ① 空気調和設備  
各室の機能、規模に応じた最適な空調方式を選定するとともに、自然エネルギーの利用等による環境負荷低減を検討します。
  - ② 換気設備  
ア 各室の機能、規模に応じた最適な換気方式を選定するとともに、空間のエアバランスに留意します。  
イ 可能な限り自然通風を行えるように計画し、中間期等における省エネルギー対策を検討します。
  - ③ 自動制御設備  
空気調和設備、給排水衛生設備の適正な運転及び維持管理ができるよう計画します。
  - ④ 給水設備  
ア 受水槽は災害時の備蓄を考慮し、緊急遮断弁を設置します。  
イ 水質の汚染を防止するよう計画します。

- ウ トイレ洗浄水等への雨水利用を検討します。
- エ 屋内水栓器具はセンサー式の非接触型を採用します。
- ⑤ 給湯設備
  - ア 給湯必要箇所に、利用勝手に配慮したシステムで供給します。
  - イ 最も安価な湯沸方法を採用します。
- ⑥ 衛生器具設備
  - ア 機能維持とメンテナンス費削減等のため、節水型器具を採用します。
  - イ 多機能トイレなど来庁者が利用する部分は、利用者のニーズに適合した器具を選定します。
- ⑦ 排水通気設備
  - ア 公共下水道等の区域で無いため、合併処理浄化槽を設置します。
  - イ 建物内の排水は、汚水・雑排水全てを処理してから放流します。
  - ウ 厨房排水や洗車排水は必要に応じてトラップ処理を検討します。
- ⑧ 消火設備
  - 消防法に準拠し安全性とメンテナンス性の高いシステムとし、必要な消火設備を設置します。
- ⑨ 昇降機設備（エレベーター）
  - ユニバーサルデザインやヘリコプターとの搬送連携のためストレッチャーに対応できるもの及び荷物搬出入に配慮した設備を検討します。
- (7) 環境への配慮（ゼロカーボンの取り組み）
  - ① 自然エネルギーの利用による環境負荷低減を検討します。
  - ② 敷地周辺には開発基準に合せ緑地緩衝帯を設けます。
  - ③ LED照明の使用、照明のセンサー制御、節水型設備などの省エネ型設備を採用し、エネルギー消費量を抑制します。
  - ④ 訓練で使用する水は、雨水利用や循環型を検討します。
  - ⑤ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認定を検討します。
- (8) 体験・見学施設の概要
  - ① 放水体験ができる雨水利用の訓練用防火水槽を検討します。
  - ② 消火体験ができる燃焼実験室を検討します。
  - ③ 煙体験ができる設備を検討します。
  - ④ 見学は順路を設定するなど、庁舎内施設等が見学できるよう整備します。

## 2 車庫棟

### (1) 車庫のゾーニングと動線

車庫棟平面イメージ図（参考）



### (2) 各車庫の計画

- ① 出動頻度及び車両の大きさにより、配置車両を区分けし、緊急出動に支障がない車両配置とします。

車庫A：救急車等消防車両区（出動頻度が高く、比較的小さい車両）

車庫B：大型消防車両区（大型で全高が高い車両）

車庫C：事務連絡等車両区（普通乗用車、消防団車両及び事務連絡車）

- ② 消防車両の寸法は以下のとおりです。

◇消防車両一覧（全長等の数値単位：m）

車庫A

車両	救急車	救急車	ポンプ車	指揮車	化学車	水槽車	救助工作車	災害機動支援車
全長	5.66	5.33	5.70	5.46	7.30	7.20	7.85	7.03
全幅	1.89	1.88	1.92	1.88	2.33	2.22	2.33	2.03
全高	2.51	2.51	2.88	2.52	3.02	2.83	3.16	2.78
ドア長	1.16	1.20	1.15	1.18	1.03	1.03	1.03	1.11



### 車庫 B

車両	はしご車	大型水槽車	資機材搬送車	資機材搬送車	支援車	支援車 コンテナ	支援車 コンテナ
全長	10.65	9.30	8.13	3.39	7.93	5.52	5.52
全幅	2.49	2.49	2.35	1.47	2.40	2.36	2.36
全高	3.54	3.01	3.13	1.76	3.80	2.55	2.55
ドア長	0.94	1.03	1.02	1.02	1.03	-	-

### 車庫 C

ア 指令車、人員搬送車、消防団本部車両及び事務連絡車を駐車します。

イ マイクロバスや事務連絡車の一部は屋外駐車を検討します。

※ 消防本部、消防署所有の事務連絡車等については、消防機能が一体化することから、台数を見直し縮減します。

### ③ 車庫・ホースタワー

室名	用途等
車庫 A・B 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出動動線は消防車両が優位になるよう配置します。</li> <li>・ 出動準備室及び通路から出入りします。</li> <li>・ 職員が車両上部で点検作業等が十分にできる高さを確保します。</li> <li>・ 職員が安全に緊急出動できる通路幅を確保します。</li> <li>・ 職員が安全に乗車できる広さの車両間隔（3 m程度を目安）とし、横一列に駐車します。</li> <li>・ 3 m程度の庇を設置します。</li> <li>・ シャッターの設置を検討します。</li> <li>・ 隣接して、タイヤ・ホース保管庫、廃棄物庫、充電用電源等を配置します。</li> </ul>
車庫 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急消毒室に直接出入りできる動線を確保します。</li> </ul>
車庫 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンテナの積み下ろし作業を、安全にできる空間を確保します。</li> <li>・ 支援車用コンテナを配置するほか、専用資機材倉庫を設置します。</li> <li>・ 消防団トラック、赤バイ 3 台の駐車を検討します。</li> </ul>

室名	用途等
車庫C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が車両上部で点検作業等が十分にできる高さを確保します。</li> <li>・職員が安全に緊急出動できる通路幅を確保します。</li> <li>・3 m程度の庇の設置を検討します。</li> </ul>
車両転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫A・Bの前面には消防車両が転回できるスペースを確保します。</li> <li>・車両点検、資機材点検及び洗車等が行えるスペースを確保します。</li> </ul>
ホースタワー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫に隣接してホースタワーを整備します。</li> <li>・ホースタワー内に雨水が浸入しない構造で、十分な換気ができる施設を整備します。</li> </ul>
車庫上部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見学通路や書庫、倉庫などの整備を検討します。</li> </ul>

### (3) 構造計画

- ① 鉄骨造を優先して検討します。
- ② 車庫内及び車両転回エリアはコンクリート舗装にします。

### (4) 設備計画

- ① 消防車両へ補水をするための給水管、給水口を設置します。
- ② 車両洗浄用の給水口を車庫開口部の両側に複数箇所設置します。
- ③ 防犯対策のため車庫内全体を網羅できる防犯カメラを設置します。
- ④ 鳥獣対策として電気ショック用配線や忌避剤などの方法を、費用対効果及び長期効果を検討し設置します。
- ⑤ 防火衣、編上靴、ホースなどの洗浄のための水槽型の洗い場を車庫に隣接して設置します。

### (5) 電気設備計画

- ① 天井にLED照明を設置します。
- ② 車両充電用コンセントを設置します。
- ③ 作業機器用のコンセントを複数箇所設置します。また、200V用電源も設置します。
- ④ 車庫屋外上部に照明を設置するとともに、移動式高照度照明の配置を検討します。

### (6) 機械設備計画

- ホースタワーにホースリフターを設置します。

### 3 訓練施設

#### (1) 訓練塔・訓練場

- ① 消防隊員として必要な警防・救急・救助技術を錬磨するため、実災害に近い環境での訓練が可能な施設とします。また、消防団員の警防技術訓練にも活用します。
- ② 3棟（主訓練塔、副塔2棟）を想定します。
- ③ 訓練塔周囲には、はしご車や消防車、救急車が近接できるスペースを確保します。
- ④ 各種連携訓練や各機関と実施する大規模災害対応訓練などを行えるスペースとします。また、大規模災害時の緊急消防援助隊の受入れや招集職員駐車場スペースとしての活用も想定します。

#### (2) 学習体験施設

訓練塔及び訓練場を活用して、住民を対象とする体験型訓練などが実施できる機能を整備します。

### 4 付帯施設

#### (1) 自家用給油取扱所

平時の車両燃料補給及び災害時の自家用発電設備・車両の燃料確保のため設置します。

#### (2) 燃焼実験室

火災原因調査における疑似火災の分析調査や、実火災体験及び消火訓練等に使用するため設置を検討します。

#### (3) 資機材倉庫

- ① 緊急消防援助隊等の派遣に伴う、必要資機材を主に収納するため設置します。
- ② 倉庫出入口は電動シャッターとし、車両が直接倉庫内に入れる大きさとしします。
- ③ 倉庫出入口には庇を設置します。

#### (4) 感染症等待機室

感染症等への対応として、感染の疑いがある職員の一時隔離場所の設置を検討します。

#### (5) 駐車場（緊急消防援助隊派遣隊駐車場含む。）

平時は講習会参加者駐車場として使用し、災害時は緊急消防援助隊駐車場として使用します。

(6) 無線電波塔

- ① デジタル無線対応型の無線鉄塔を、庁舎上部あるいは単独塔として整備します。
- ② デジタル無線鉄塔の整備にあたり、電波伝搬状況の確認を行います。

(7) 出動表示灯

緊急出動時の交通事故防止のため、注意喚起設備を設置します。

(8) 国旗等掲揚ポール（3本）

国旗等掲揚用の掲揚ポールを設置します。

(9) 広報用デジタル表示板

防火防災広報用等に利用するため設置します。

(10) 消防水利及び訓練用防火水槽

開発基準に合わせて防火水槽及び消火栓を設置します。

(11) 避雷設備

落雷による電気設備への被害を避ける高速避雷機を設置します。

(12) 危険物倉庫

車両用グリースや資機材用燃料保管のため専用庫を設置します。

## 5 主な施設の規模（延べ床面積）

(1) 庁舎棟 2～3階建て 4,000 m<sup>2</sup>程度

(2) 車庫棟 2階建て 3,000 m<sup>2</sup>程度

(3) 資機材倉庫 500 m<sup>2</sup>程度

一部2階や屋内訓練場を兼ねることも検討します。

## 6 関連施設

敷地内に、以下の施設整備を検討します。

(1) 防災関連倉庫

大規模災害時の市民用備蓄品や災害用資機材の倉庫

(2) 緊急消防援助隊宿营地

① 災害時の派遣隊駐車場及び宿营地

② 平時は大規模訓練用用地として活用

(3) ヘリポート

ヘリポートの設置は、地上ヘリポートと屋上ヘリポートについて周辺環境を含め調査し検討します。

## 第6 事業スケジュール・事業費

### 1 事業スケジュール

現時点で想定する事業スケジュールは、以下のとおりであり、令和10年度中の供用開始を目指すものです。

【想定事業スケジュール】（元号は令和）

年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
基本計画	—————						
基本設計			—————				
実施設計				—————			
用地買収				—————			
敷地測量		—————					
地質調査			—————				
農用地区域除外申請				—————			
土地利用申請				—————			
造成工事					—————		
建設工事						—————	

供  
用  
開  
始

### 2 事業費

#### (1) 事業費の算定について

事業費は、社会経済情勢の変化を見極め、今後策定する「基本設計」「実施設計」等において、それぞれに必要な機能、規模等を精査した上で算定を行います。

#### (2) 財源について

事業費の財源については、整備する施設区分により国庫・県補助金や財政上の優遇措置がある地方債を活用できるよう検討を進めていきます。